

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	固定資産税・都市計画税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、固定資産税・都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び都市計画税に関する事務。 1. 固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務。 2. 固定資産税・都市計画税の減免に関する事務。 3. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務。 4. 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5. 証明(評価証明、公租公課証明等)発行事務。
③システムの名称	固定資産税システム、税宛名システム、地方税ポータルシステム、電子帳票検索システム、固定資産課税台帳システム、中間サーバー、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市税務部固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06(4309)3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東大阪市税務部固定資産税課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06(4309)3140
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☒ 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	杉本 篤史	鷺海 英司	事後	平成28年4月1日付人事異動による
令和2年4月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数、2.取扱者数の計数時点	平成27年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	令和2年度の特定期間個人情報保護評価の再実施による
令和2年6月24日	IV リスク対策 8.監査	[]外部監査	[○]外部監査	事後	令和2年度の特定期間個人情報保護評価の再実施による
令和3年8月16日	I 関連情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27項	番号法第19条第8号 別表第2の27項	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和7年1月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目を実施する	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和7年1月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数、2.取扱者数の計数時点	令和2年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和7年5月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数、2.取扱者数の計数時点	令和7年1月30日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	5年経過前の再実施